

第5 条例第4章について

本章は、消防法（以下、本章において「法」という。）第9条の4の規定に基づき、指定数量未満の危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について規定したものである。指定数量以上の危険物規制については、法第3章の規定に基づき、その技術上の基準は、危険物の規制に関する政令（以下、本章において「危政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（以下、本章において「危規則」という。）に定められており、危険物を製造する施設、貯蔵する施設又は取り扱う施設ごとに、その形態に応じ、明確に技術上の基準が定められている。すなわち、指定数量以上の危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場合は、まずその施設ごとに法第10条第4項に規定される位置、構造及び設備の技術上の基準を満足する必要がある。これを「対象規制」といい、当然、指定数量以上の危険物を貯蔵する施設での指定数量以上の危険物の製造はできないし、指定数量以上の危険物を取り扱う施設での指定数量以上の危険物の貯蔵はできない。

しかし、これらと対照的に、指定数量未満の危険物の規制の考え方は、指定数量未満の危険物の貯蔵や取扱いを行う場合は、本章で定める技術上の基準を満足して行う必要があるという規制になる。これを「行為規制」という。

このため、指定数量未満の危険物の貯蔵と取扱いの区別は明確でなく、貯蔵と取扱いの行為を場合によっては、同じ場所などで行うことも可能である。

なお、本章の規制の対象となる物品のうち、火薬類取締法によって規制を受ける場合においては、同法の規定との関係から、その限度で、本章の各規定が適用されないことに注意する必要がある。